

三原市告示第 38 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 30 日

三原市長 岡 田 吉 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三原ショッピングセンター

広島県三原市城町二丁目 13 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

今治造船株式会社

代表取締役 檜垣 幸人

愛媛県今治市小浦町一丁目 4 番 52 号

株式会社アポロ

代表取締役 則包 桂吾

広島県三原市幸崎能地二丁目 1 番 1 号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日
-----	-----	-----	-------

			・理由
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目5番地1	
有限会社共楽堂	代表取締役 芝伐 敏宏	広島県三原市皆実二 丁目6番10号	
メガネの田中チェーン株式会社	代表取締役 ホール・デ イミアン・ オマワリ	広島県広島市中区本 通2番10号	
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松27番 地1	
有限会社大本生花店	代表取締役 大本 英之	広島県三原市本町一 丁目5番31号	
株式会社堀江宝飾店	代表取締役 堀江 英博	広島県呉市本通四丁 目3番18号	
有限会社写真のビッグ	代表取締役 黒瀬 公夫	広島県尾道市吉和町 4530番地3	令和7年 3月31日 退店
株式会社啓文社	代表取締役 手塚 淳三	広島県尾道市東尾道 10番地26	
株式会社ロベリア	代表取締役 中村 隆志	東京都中央区築地一 丁目2番1号	
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 祐介	茨城県つくば市小野 崎260-1	
株式会社ストライプインターナショナル	代表取締役 川部 将士	岡山県岡山市北区幸 町2番8号	
株式会社東京ゲリカ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾区新小岩 一丁目48番14号	

株式会社キャン ドゥ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿 二丁目 21 番 1 号	
株式会社アルカ スインターナシ ョナル	代表取締役 阪本 敏之	兵庫県神戸市中央区 港島中町六丁目 8 番 1 号	
株式会社ジュエ ルグランスエム ネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町 2132-5	
株式会社ソニア	代表取締役 高須 正典	広島県尾道市東尾道 6 番地 8	令和 7 年 3 月 31 日 退店

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日 ・理由
イオンリテール 株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区 中瀬一丁目 5 番地 1	
有限会社共楽堂	代表取締役 芝伐 敏宏	広島県三原市皆実二 丁目 6 番 10 号	
メガネの田中チ ェーン株式会社	代表取締役 ホール・デ イミアン・ オマワリ	広島県広島市中区本 通 2 番 10 号	
株式会社ハニー ズホールディン グス	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 地 1	
有限会社大本生 花店	代表取締役 大本 英之	広島県三原市本町一 丁目 5 番 31 号	
株式会社堀江宝 飾店	代表取締役 堀江 英博	広島県呉市本通四丁 目 3 番 18 号	

株式会社啓文社	代表取締役 手塚 淳三	広島県尾道市東尾道 10番地26	
株式会社ロベリア	代表取締役 中村 隆志	東京都中央区築地一 丁目2番1号	
株式会社ライトオン	代表取締役 大峯 伊索	東京都台東区元浅草 二丁目6-6	令和7年 1月17日 代表者変更 令和7年 5月1日 住所変更
株式会社ストライプインターナショナル	代表取締役 川部 将士	岡山県岡山市北区幸 町2番8号	
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾区新小岩 一丁目48番14号	
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿 二丁目21番1号	
株式会社アルカスインターナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区 港島中町六丁目8番 1号	令和7年 3月31日 代表者変更
株式会社ジュエルグランسمネ	代表取締役 末宗 卓也	広島県三次市塩町 2132-5	

4 変更の日

上記3のとおり

5 届出年月日

令和8年3月5日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所3階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和8年3月30日から令和8年7月29日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和8年7月29日

三原市経済部商工振興課